

## 【新規事業】水田リノベーション事業について

水田農業を輸出や加工品原料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新（リノベーション）するため、新規市場開拓用米や加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆について、産地と実需者の連携に基づいた、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組を支援いたします。

### 支援内容

作物毎に定める低コスト生産等の取組（詳細は「取扱基準」参照）を行う場合に応じて、4万円/10aを支援します。

### 対象となるほ場

田（水田活用の直接支払交付金の交付対象水田と同じ）

※本事業の面積支払い支援を受けた水田の面積については、令和3年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、麦・大豆）及び都道府県に対する産地交付金の取組応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。

### 対象となる作物

令和3年産（基幹作）の

1. 新市場開拓用米、加工用米
2. 麦・大豆【輸出、加工用】
3. 高収益作物（野菜・果樹等）【輸出、加工・業務用】

### 採択要件

- ・地域協議会が策定したプランに参画する農業者であること。
- ・農業者又は農業者と出荷契約を締結する集出荷業者等が実需者と販売契約を締結すること。
- ・農業者は、対象品目について低コスト生産等の取組メニューのうち3つ以上の取組を行うこと。

お問い合わせ先

各市町村再生協議会事務局まで。

本事業は令和2年度第3次補正予算成立を前提としており、今後変更の可能性があります。

(令和3年1月7日時点)

# 水田農業を営む農業者の皆様へ

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業  
(うち低コスト生産等の取組支援 予算額：270億円)のご案内

## 事業の概要

輸出等の新市場開拓を図るため、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等の取組を行う農業者の皆様を支援します。

## 支援対象者・対象作物



### ➤ 対象者

水田<sup>※1</sup>において対象作物を生産する販売農家・集落営農

※1 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田

### ➤ 対象作物

令和3年産(基幹作)の新市場開拓用米、加工用米、麦・大豆<sup>※2</sup>、  
高収益作物(野菜・果樹等)<sup>※3</sup>

※2 麦・大豆については、輸出向け又は加工向けが対象です。

※3 高収益作物については、輸出向け又は加工・業務用とし、水田活用の直接支払交付金の産地交付金で令和3年度に支援を予定している品目が対象です。

## 支援の内容

作物毎に定める低コスト生産等(次ページ参照)の取組面積に応じて、

**4万円/10a**を支援します。



## 主な要件・留意事項



- (1) お住まいの市町村やJAなどが事務局を務める地域農業再生協議会が、産地と実需者が連携して輸出や加工等に取り組むプランを策定し、農業者がそのプランに位置づけられていること。
- (2) 農業者又は農業者と出荷契約を締結する集出荷事業者等が実需者と販売契約を締結する又は出荷契約・販売契約を締結する計画を有していること。
- (3) 本事業で支援を受けた水田の面積については、令和3年度の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成(加工用米:2万円/10a、麦・大豆:3.5万円/10a)及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分(新市場開拓用米:2万円/10a)の対象面積から除きます。
- (4) 本事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象ではありません。

## 低コスト生産等の取組

・品目毎に**3つ以上**選択してください。

### ▽ 新市場開拓米、加工用米（共通）

取組メニュー	取組内容
①直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培
②疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組
③高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組
④プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗
⑤温湯種子消毒	農薬を使用せず、約60℃の温湯に種籾を浸漬し、種子消毒を行う取組
⑥効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培
⑦作期分散	作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する取組
⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
⑨効率的な施肥	流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥
⑩効率的な農薬処理	播種時同時処理、田植え同時処理
⑪化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑫化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑬多収品種の導入	多収品種の作付
⑭農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑮スマート農業機器の活用	ドローンや水管理システム等の活用

### ▽ 麦

取組メニュー	取組内容
①融雪促進	融雪促進剤の散布
②新たに導入した品種に応じた栽培管理	新たに導入した品種に応じた施肥や防除等
③ふく土・踏圧	カルチ・テラーによるふく土・踏圧作業
④難防除雑草対策	薬剤によるスズメノテッポウ、ネズミムギ、カラスムギ等の防除
⑤生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測	—
⑥効率的・効果的な施肥	ピンポイント施肥、追肥重点施肥（開花期以降の追肥）の実施
⑦重要病害虫の防除	赤カビ病、うどんこ病、赤さび病、縞萎縮病の防除
⑧排水対策管理	額縁明渠等の点検・修繕
⑨農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑩スマート農業機器の活用	ドローンや収量コンバイン等の活用

## ▽ 大豆

取組メニュー	取組内容
①大豆300A技術	研究機関が開発した大豆300A技術及びそれに類する播種技術の実施
②難防除雑草対策	薬剤による帰化アサガオ類やアレチウリ等の防除
③土壤診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壤診断等に基づく施肥、有機質資材や土壤改良資材の施用
④新品種の導入	単収の高位安定化等に資する新品種の作付
⑤効率的な施肥	ピンポイント施肥の実施
⑥均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業
⑦摘心栽培	—
⑧畝間冠水	—
⑨団地化の推進	団地化の実施
⑩化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑪化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑫排水対策	心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠
⑬農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑭スマート農業機器の活用	ドローンや収量コンバイン等の活用

## ▽ 高収益作物（野菜・果樹等）

取組メニュー	取組内容
①生物農薬の活用	有害生物の防除に利用される天敵昆虫等の生物的防除資材の活用
②農薬によらない病害虫対策	LEDトラップや防虫ネットの設置、耕種的防除等の取組
③農薬によらない土壤消毒	太陽熱土壤消毒や土壤還元消毒等の実施
④農薬のドリフト対策	ドリフト低減ノズルや遮蔽物等の利用
⑤化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑥化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑦土壤診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壤診断等に基づく施肥、有機質資材や土壤改良資材の施用
⑧新品種の導入	輸出や加工・業務用に適した新品種の作付
⑨排水対策	心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠
⑩農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑪スマート農業機器の活用	ドローンや可変施肥機等の活用

上記の他、都道府県農業再生協議会が品目毎に地域特認メニューを設定することも可能。

## Q & A

### Q1. 低コスト生産等の取組（3つ以上）は全て新たに実施する必要がありますか？

→ 既に実施している取組でも構いませんが、新たな取組を実施したり、取組面積を拡大していただくなど、取組を向上していただくことを推奨します。

### Q2. 低コスト生産等の取組はいつから実施するものが対象となるのですか？

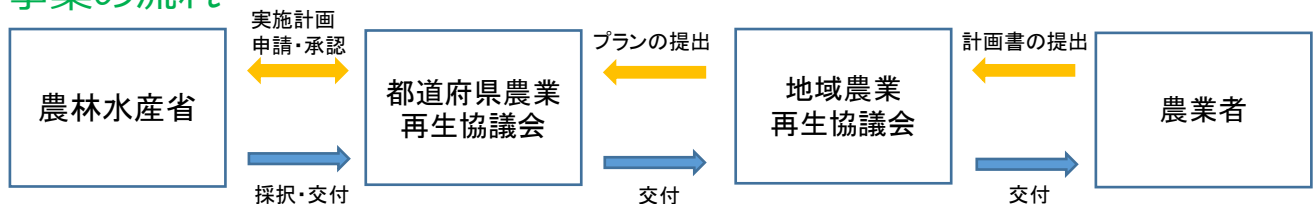
→ 補正予算の成立日（令和3年の通常国会で審議予定）以降の令和3年産（基幹作）の取組が対象になります。

### Q3. 農業者はいつまでに何を、どこに申請すれば良いのですか？

→ 国は都道府県協議会に対して令和3年3月5日までの締切にて要望調査を行います。地域毎の具体的な申請受付時期・締切はそれぞれ異なりますが、農業者の皆様には地域農業再生協議会に低コスト生産等の取組内容や取組面積、販売契約を結んでいる実需者名などを記載した計画書を提出していただきます。



## 事業の流れ



## その他

- ・ 本パンフレットは、支援対象となりうる農業者の皆様に支援内容を速やかにお知らせすることを目的として作成したものです。  
本事業は令和2年度第3次補正予算の成立を前提としており、**今後変更の可能性が**あります。
- ・ 本事業は、申請内容を踏まえて審査の上、**予算の範囲内で支援対象となる地域農業再生協議会が決定される補助事業**です。

## お問合せ先

農林水産省 穀物課

☎ 03-6744-2108

北海道農政事務所 生産支援課

☎ 011-330-8807

東北農政局 生産振興課

☎ 022-221-6169

関東農政局 生産振興課

☎ 048-740-0409

北陸農政局 生産振興課

☎ 076-232-4302

東海農政局 生産振興課

☎ 052-223-4622

近畿農政局 生産振興課

☎ 075-414-9020

中国四国農政局 生産振興課

☎ 086-224-9411

九州農政局 生産振興課

☎ 096-300-6227

内閣府沖縄総合事務局 生産振興課

☎ 098-866-1653